平成２９年（フ）第５４号
三重県度会郡大紀町永会3099番地５
債務者　佐川　奈々（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２６１７号
神奈川県藤沢市大庭5600番地の５　サンライズ湘南202
債務者　岩田　飛翔
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原多江子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６９号
香川県東かがわ市白鳥634番地１　アミ・メゾン102
債務者　田中　広志
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村亜矢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２９６号
函館市田家町11番９―201号
債務者　佐藤　幹也
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４３８号
神奈川県座間市緑ケ丘１丁目17番15号　レジデンス蘭103号
債務者　新里　汐里（旧姓浅瀬石）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４３号
相模原市中央区淵野辺４丁目３番16号　リラ淵野辺402
債務者　青木美稚子（旧姓ジパレン）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４４号
相模原市中央区淵野辺４丁目７番10号　たかはしハイツ201号
債務者　ジパレン　エリカローズ
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５０号
神奈川県座間市広野台１丁目14番22号　グランファミリア101号
債務者　松下　智彦
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５３号
相模原市中央区千代田６丁目12番17―306号
債務者　上田　　大
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５６号
相模原市南区新磯野２丁目11番８―208号
債務者　齋藤　美徳
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９０号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪713番地
債務者　スナック和こと　田村　和子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１０３３号
埼玉県朝霞市根岸台５丁目７番５号　ラフレーズ203
債務者　伊藤　輝匡
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２３号
さいたま市中央区本町東２丁目７番３―115号
債務者　鈴木　規仁
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
千葉県佐倉市石川803番地１
債務者　新沼　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３１３号
千葉県四街道市下志津新田2534番地107
債務者　下平　富雄
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３２１号
千葉県佐倉市西志津８丁目５番13号
債務者　椎　　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１３号
沖縄県宮古島市平良字久貝209番地11
債務者　奥原　正彦
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
那覇地方裁判所平良支部